

青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、所要の改正をしようとするもの

2 改正の内容

(1) 育児のための時間外労働の制限の改正【第 9 条関係】

子を養育する職員が当該子を養育するために時間外労働をできない旨を請求した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を拡大

○現 行

3 歳に満たない子を養育する職員

○改正後

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

(2) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に係る改正

【第 16 条、第 16 条の 3 及び第 16 条の 4 関係】

介護による離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等

- ①職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認
- ②職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期（40 歳到達年度）の情報提供
- ③勤務環境の整備（研修の開催、相談窓口の設置等）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日